

内閣官房防災庁設置準備アドバイザー会議(令和7年4月4日)

防災庁に求められる防災教育

拓殖大学地方政治行政研究所 特任教授 兼 防災教育研究センター長
国立研究開発法人防災科学技術研究所 客員研究員 兼 社会実装推進委員
一般財団法人防災教育推進協会理事長

濱口 和久

防災庁に求められる防災教育

(1)文科省との連携による教師の防災力強化

(2)防災庁の人材育成

(3)地域防災力の担い手の確保

文科省との連携による教師の防災力強化

(1)一部の大学では教職課程に防災科目を取り入れているが、殆どの大学で教職課程で防災科目の履修は行われていない。

※**防災科目の必修化**を教職課程に規定する

※学校防災に必要な知識の習得と実技を盛り込む

(2)防災教育に熱心な教師が他校に移動すると、何もやらなくなる。

※最近は少しは改善されてきたが、防災担当の教師以外は防災の取り組みに関心がない。

※教師用の防災マニュアル(手引き)が活用されていない。

防災庁の人材育成

防災庁所管の防災大学校の創設

【文科省管轄外の大学校】



防衛大学校



航空保安大学校



海上保安大学校



気象大学校

防災庁所管の防災大学校の創設

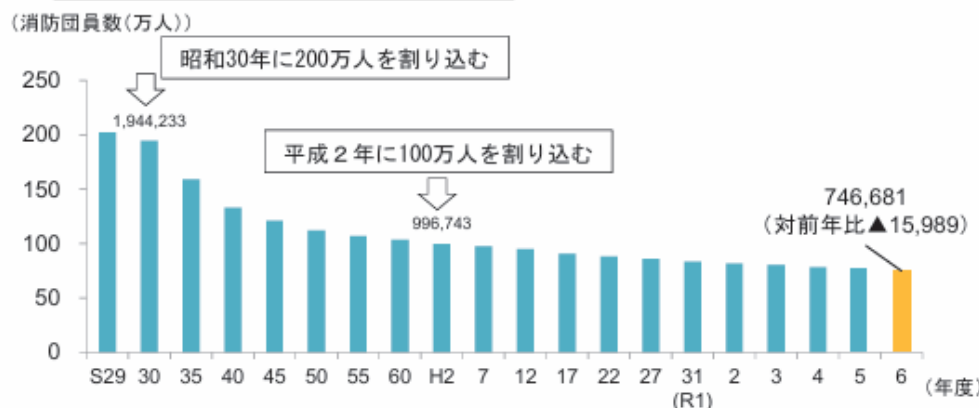
- ・防災庁の中核を担う専門性を持った人材の確保
- ・地方自治体の職員研修も担当する
- ・防災教育(訓練)の司令塔機能を担う

地域防災力の担い手の確保

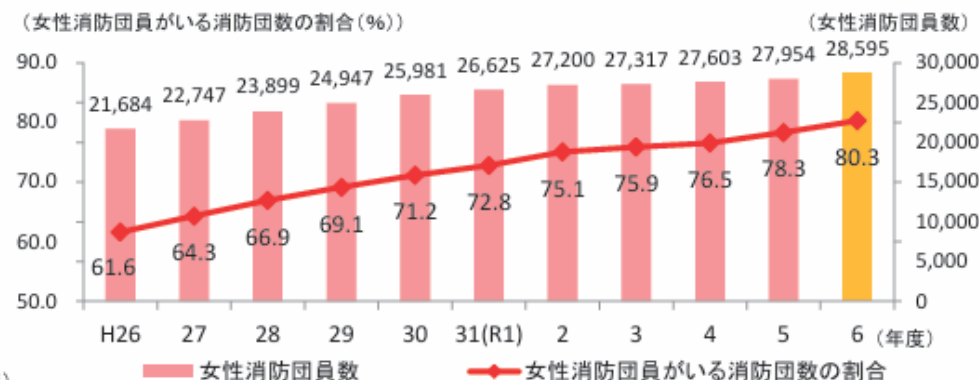
消防団任せの地域防災力からの脱却

- R6.4.1時点の消防団員数は746,681人 (▲15,989人 (▲2.1%))。入団者数：40,082人、退団者数：56,071人)
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。
 - ・ 女性団員 28,595人 (+641人 (+2.3%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,746団 (+41団)
 - ・ 学生団員 7,122人 (+560人 (+8.5%)) ※ 学生団員がいる消防団数は862団 (+32団)
 - ・ 機能別団員 37,580人 (+2,890人 (+8.3%)) ※ 機能別団員制度750市区町村で導入済 (+45市町村)

1 消防団員数の推移



2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



4 機能別消防団員数の推移



地域防災力の人材育成の制度化

(1)消防団だけ任せるのではなく18歳以上のすべての国民に対する訓練システムの整備

- ・日本全国で防災力の均等化を図る

(2)自衛隊の予備自衛官制度を参考に

- ・給与保障、訓練参加の休暇取得の法制化

(3)国民保護の領域も含めた訓練(CBRNE教育なども含む)が必要

※災害発生時の自衛隊、警察、消防などの実動部隊とは別の地域防災力の人材育成。地方自治体が公費で育成している民間資格の防災士では何の役にも立たない。

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	●教育訓練修了後、陸自または海自の予備自衛官として任用
応招義務など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士：18歳以上55歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士：18歳以上50歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上52歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用 ●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般：志願に基づき試験により採用 ●技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	●元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時(指定)階級が原則 ●予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能資格・経験年数に応じ指定	●元自衛官、元予備自衛官：退職時(指定)階級が原則	●階級は指定しない
任用期間	●3年(継続任用が可能) [任用可能な年齢の上限：65歳未満] ※技能予備自衛官の一部(以下)を対象に試行的に任用時の年齢制限を廃止 【共通】衛生 【陸自】整備、電気、建設、放射線管理 【海自】船舶 【空自】語学	●3年(継続任用が可能) [任用可能な年齢の上限：自衛官の定年年齢と同じ]	●一般：3年以内 ●技能：2年以内
(教育)訓練	●自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	●30日/年	●一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇	●訓練招集手当：8,100円/日※ ●予備自衛官手当：4,000円/月 ※即応予備自衛官となるための訓練に従事する予備自衛官補出身の予備自衛官の訓練招集手当は8,300円/日を支給	●訓練招集手当：10,400～14,200円/日 ●即応予備自衛官手当：16,000円/月 ●勤続報奨金：120,000円/1任期	●教育訓練招集手当：8,800円/日
雇用企業への給付金	●即応予備自衛官育成協力企業給付金：560,000円/人 ※予備自衛官補出身の予備自衛官が即応予備自衛官に任用された場合に支給 ●雇用企業協力確保給付金：34,000円/日	●即応予備自衛官雇用企業給付金：42,500円/月	—

【予備自衛官などの制度の概要】

出典：令和6年版防衛白書

他人ごと防災から自分ごと防災への転換を図ることが防災庁が取り組むべき防災教育ではないか。